

HOOP/CITY ACADEMY 南砂 会員規約

第1条 概要

1項 名称

本スクールはHOOP/CITY ACADEMY 南砂(以下本スクール)と称します。

2項 所在地

本スクールの事務所は東京都江東区南砂6-7-15 トピレックプラザ イオン館屋上におきます。

第2条 会費及び諸経費

会員は、下記の通り会費及び諸経費を支払わなければならない。

(1)本スクールに入会する者は、所定の申込手続きを行い、本スクールの承認を得るとともに年会費と1カ月分の月会費を払い込まなければならない。
なお、申込書に虚偽の申告をした場合には入会を取り消します。

(2)会費の払い込みは原則として、銀行自動引き落とし。
一旦払い込まれた年会費、月会費等は理由の如何によらず返還いたしません。

(3)上記2項までに規定する各費用は、経済事情等の変動により改定することがあります。

第3条 会員資格の譲渡禁止

本スクールの会員資格は第三者に譲渡することはできません。

第4条 入会資格

本スクールに入会資格は、本規約に同意していることとします。
但し、下記に該当する人は入会することはできません。

- (1)結核病、心臓病、皮膚病、伝染病、及びこれに類する疾患を有する人。
- (2)刺青のある人。
- (3)その他、医師から運動を禁止されている人。
- (4)本スクールが入会に適さないと判断した人。

第5条 未成年者

未成年者が入会しようとする時は、保護者の同意を得ていることを条件とします。
なお、保護者は本規約に基づく会員としての責任を未成年者に代わって負うものとします。

第6条 休会

休会をする場合は、休会希望月の前月10日までにLINEにて休会の旨をお申し出ください。
未納分の月会費がある場合は、休会前に全額支払わなければならない。

第7条 除名

本スクールは会員が次の各項の一つに該当すると認められた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- (1)2カ月以上会費を滞納し、本スクールからの請求に応じなかった時。
- (2)本スクールの品位、名誉、信用を著しく傷つけ、本スクールの秩序を乱した時。
- (3)本規約その他、本スクールの定める利用規則に違反した時。
- (4)その他、本スクールが除名を至当とする行為、事由があった時。

第8条 資格の喪失

会員は、次の場合その資格を失うものとします。

- (1)退会した時。
- (2)死亡した時。
- (3)除名処分を受けた時。
- (4)後見、保佐、補助開始の裁判があった時。
- (5)破産宣告等社会的信用をなくした時。
- (6)失踪宣告を受けた時。

第9条 退会

本スクールを退会する場合には、退会する月の10日までに所定の退会手続きをし該当月の月会費を全額支払わなければならない。

第10条 年会費

年会費は本スクールの定める金額とし、如何なる事由があってもこれを返還いたしません。

第11条 月会費

月会費は本スクールの定める金額とし、如何なる事由があってもこれを返還いたしません。

第12条 年間の練習回数

本スクールは、年間の練習スケジュールを規定し、ホームページおよびLINEや書面などの方法により会員へ通知します。

第13条 ビジターの利用

本スクールは会員以外の人(以下ビジターという)に施設を利用させることがあります。ビジターの料金、その他に関する規則は別に本スクールが定めます。

第14条 施設の廃止、利用制限

(1)本スクールは次の事由により本スクールの施設の一部又は全部を閉鎖することができます。

- 気象、災害、事故等による時。
- 施設の改造又は補修の時。
- 法令の改定、行政指導等、止むを得ない事由が発生した時。

(2)各種大会及び特別行事を開催する場合は施設の一部又は全部の利用が制限されます。

第15条 休業日

本スクールの休業日は本スクールの年間スケジュールによるものとします。

第16条 事故の責任

(1)会員及びビジターは自己の責任と負担において、本スクールの施設を利用するものとします。

(2)本スクールは会員及びビジターが、本スクールの施設利用中に生じた盗難、障害等の事故については一切責任を負いません。
但し、本スクールに故意又は重過失があった場合はこの限りではありません。

第17条 ジュニスポ補償制度の加入

本スクールは、ジュニスポ補償制度に加入しているため、万一会員(但し、保護者は含まない)が怪我をした場合、加入している補償制度に基づいて見舞金をお支払いします。(補償期間は、練習開始日から翌年3月末日までとなっております)事故等における補償責任は、本スクールが加入する保険会社の約款以内とします。(別紙参照)

第18条 利用規則

本スクールは運営上必要と認められる事項については利用規則によりこれを定めます。
会員はこれを遵守しなければならない。

第19条 肖像権について

本スクールパンフレットやホームページ(オフィシャルSNS)、各種チラシ等、本スクールの活動を分かりやすく案内するために、本スクールが取得する、本スクールの活動等に関して撮影された会員の写真・映像等について下記のとおり規定し、その範囲内での使用及び本スクールの運営のために業務を委託する場合のみ第三者に開示することに同意するものとします。この同意は、退会後も引き続き有効なものとします。なお、申し出があった場合は削除いたします。
同目的以外に情報を取り扱い、開示、公表することはありません。

- (1)使用目的は、本スクール活動の紹介や案内とする。
- (2)使用場所は、本スクールのパンフレット、ホームページ及びSNS、本スクールの紹介、VTR、本スクールが作成するチラシ、イベント案内等とする。
- (3)その他、上記使用場所以外の掲載については、その都度会員本人及び保護者の同意を得てから掲載するものとする。

第20条 改定

本規約の改定及び変更は、本スクールの定めによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。